

学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日
和泉市立北松尾小学校

第1章　いじめ防止に関する当校の考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるという人権に関わる重大な問題である。また、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

私たち教職員は、いじめを絶対に許さないという姿勢を持つとともに、いじめの予防に全力を尽くす。いじめに対する未然予防、発生時における断固とした姿勢、早急な対応を行うために、この基本方針を策定する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、メールやネット上の掲示板等に誹謗中傷やいやなことをされる

3 いじめ防止のための組織

(1)名称

「児童支援委員会・いじめ対策会議」

(2)構成委員

○校長

○教頭

○首席、(指導教諭)

○常任委員

生活指導担当、教務主任、支援コーディネーター、

養護教諭、各学年代表、担任外代表

○非常任委員

上記以外にも必要な場合、非常任委員として他の教職員を招集することができる。

(3)役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止の指導方針策定

ウ いじめの対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修(各指導部会、各研修部会を通じて)

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取組の有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4)いじめ防止に向けた学校の体制

いじめ防止に向けた学校体制としては、「児童支援委員会・いじめ対策会議」が基幹となって基本方針や指導方針を策定する。その他に当校では以下の組織を活用し、いじめ防止を行っていく。(図1)

①「学年会」

同学年の学級担任が学年の指導方針の確認や児童の情報交換を行う会議。

学級担任だけでなく、普段から児童に大きく関わる専科や支援学級の教員も必要に応じて出席する。

定期的(月1回)に行われるだけでなく、児童の気になるような行動があれば、随時開催し、早急に対応する。他にも児童や保護者の相談窓口である元気アップ教室や保健室で受け付けた相談内容は、随時元気アップ教室担当者や養護教諭から学級担任に伝える。

また、学年で話し合った中で対応が難しい場合などは、生徒指導担当への相談を早急に行う。

②「支援コーディネーター会議」

「学年会」から相談事項に対し、支援コーディネーターが集まり、対応策を考える会議。

支援を要する児童への指導・支援に対する助言等を行う。全教職員で対応が必要であったり、問題が深

刻になると考えられたりする場合は、「児童支援委員会・児童支援会議」(小委員会含む)を開催する。

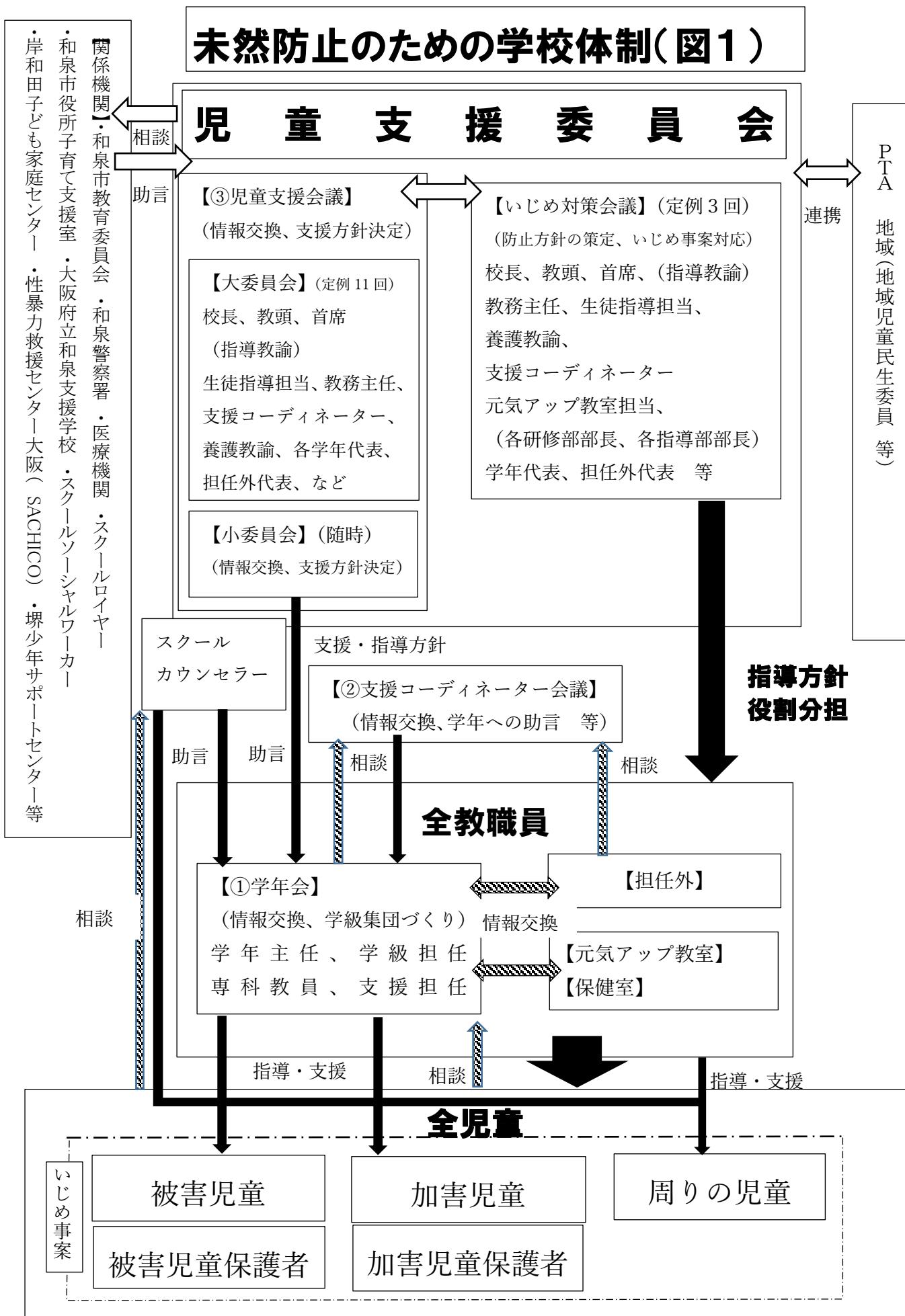
③「児童支援委員会・児童支援会議」

生徒指導(生活指導)の上で様々な問題を引き起こす児童、支援の必要な児童を早期に把握し、具体的な支援の在り方や専門機関との連携を検討するために中心的な役割を果たすための会議。

校長、教頭、首席、(指導教諭)、児童支援会議の常任委員からなる会議で、「大委員会」は原則月に1回行われ、児童に対する指導・支援方針を決定する。

「支援コーディネーター会議」において、緊急の開催が求められた場合は、機動性を発揮するため、「小委員会」で対応し、支援方針を決定することがある。

いじめ事案が発生していると判断した場合は、早急に「児童支援委員会・いじめ対策会議」の開催を要請する。



4 年間計画 本基本方針に沿って、以下の通り実施する ●・・・会議

和泉市立北松尾小学校 いじめ防止年間計画

	各学級	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○学級集団づくり ○学校だより等において「いじめ防止基本方針」の周知 ○ソーシャルスキルトレーニング（通年） ○性教育（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「いじめ防止基本方針」の全教職員による確認（職員会議） ● 「児童支援委員会・児童支援会議①」 ○ 「学級づくり研修①」実施 ○ 「いじめ防止研修①」実施 ○ 「ソーシャルスキルトレーニング」研修（人権研修）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問（家庭との情報交換） ○校外学習（仲間づくり、団体活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「児童支援委員会・児童支援会議②」
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○「社会性アンケート・北松尾アンケート①」実施 ○「いじめアンケート①」実施 ○児童個人面談の実施（中旬～下旬） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「いじめアンケート①」の集計、まとめ（生活指導部） ● 「児童支援委員会・児童支援会議③」 ○ 「社会性アンケート・北松尾アンケート①」の結果を検証し 学級・学年経営の計画、行事の立案など
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○個人懇談会（家庭との情報交換） ○夏季休業事前学級指導 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「児童支援委員会・児童支援会議④」 ● 「児童支援委員会・いじめ対策会議①」開催 ○ 「集団づくり研修①」実施
8月		<ul style="list-style-type: none"> ○「学級づくり研修②」実施（人権研修部、支援研修部と） ○「いじめ防止研修②」実施（人権研修部、支援研修部と）
9月	○ペップトーク取組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 「児童支援委員会・児童支援会議⑤」
10月	○運動会（仲間づくり、団体活動）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月実施の「学校安全調査」の結果まとめ、対応協議 ● 「児童支援委員会・児童支援会議⑥」 ○ 「集団づくり研修②」実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○「社会性アンケート・北松尾アンケート②」実施 ○「いじめアンケート②」の実施 ○児童個人面談の実施（中旬～下旬） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「社会性アンケート・北松尾アンケート②」の集計、まとめ ○ 「いじめアンケート②」の集計、まとめ（生活指導部） ● 「児童支援委員会・児童支援会議⑦」 ● 「児童支援委員会・いじめ対策会議②」開催
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○個人懇談会（家庭との情報交換） ○冬季休業事前学級指導 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「児童支援委員会・児童支援会議⑧」 ○ 「学級づくり研修③」実施（人権研修部、支援研修部中心に）
1月	○「学校アンケート」（保護者、教員）	<ul style="list-style-type: none"> ● 「児童支援委員会・児童支援会議⑨」 ○ 「学校アンケート」の集計、まとめ
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○「社会性アンケート・北松尾アンケート③」実施 ○「いじめアンケート③」実施 ○児童個人面談の実施（中旬～下旬） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「社会性アンケート・北松尾アンケート③」の集計、まとめ , 対応 ○ 「いじめアンケート③」の集計、まとめ（生活指導部） ● 「児童支援委員会・児童支援会議⑩」 ○ 「集団づくり研修③」実施
3月	○1年間の取組の報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 「児童支援委員会・児童支援会議⑪」 ● 「児童支援委員会・いじめ対策会議③」

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

「児童支援委員会・いじめ対策会議」は、年3回検討会議を開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止のためには以下のことが必要であると考える。

- ・「いじめを絶対に許さない」ということを共有すること。
- ・学校としてのルールと期待すべき行動を促進すること。
- ・学校として、思いやりのある集団を作り出すこと。
- ・児童に関わる全ての人(教員、保護者、地域社会等)がいじめ未然防止について共有すること。

2 いじめの防止のための措置

(1) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を計っていく。また、児童に対しては朝礼や学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、様々な活動の推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、学級ソーシャルスキルトレーニングを実施するなど、自他の意見の違いがあっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、いじめのない集団を作るため、いじめの発生要因を押さえ、それを改善することが必要である。いじめのない学校・学級には、集団のストレスが少ないとされる。ストレスの少ない集団を育成するには、子どもたちの実態に合わせて方針を定め、学級生活全てを集団体験として意図的に活用しながら、学級経営を行う必要がある。いじめのない学級を作るためには、次の3つが大切である。

- 児童の学級集団での生活・学習活動の満足感を高くする。
- 子どもたちの間に親和的な人間関係を形成する。
- 学級の中に、人と関わる、ともに活動する時のルールをしっかり確立する。

これらのことから以下のことを行っていく。

○まず、児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、教職員向けに「学級づくり」の研修を実施し、各学級において親和的でまとまりのある学級集団がもつ教育力をを利用して、一人ひとりの成長を導いていく学級経営を行っていく。

○授業づくりにおいては、「『生きる力』とされる、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する」力を育てることを目標に教職員自らの研修や授業研究を進めていき、全ての児童にとって満足することができる授業を実践するよう努める。

○ストレスに適切に対処できる力を育むために、ストレスマネジメントを学ぶ活動を取り入れ、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

○いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、「いじめ」や「障がい(発達障がいを含む)」「国際理解」「性自認等」「震災被災」等について、適切に理解するよう教職員自らが計画的に実施する。

(4) 学校の教育活動全体を通じ、自己有用感や自己肯定感を育む取組として、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるようとする。児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるようとする。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り切れるような体験の機会などを積極的に設けるようとする。社会性測定用尺度アンケート(4, 5, 6年)北松尾アンケート(1, 2, 3年)を実施し、結果を活用していく。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身についているものであることを踏まえ、幼稚園や保育園との連携、中学校との連携も進めるように努める。

(5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、児童自身が主体的に考え、児童自身が児童会活動などを通じて、いじめの防止を訴える取組を推進する。

取組は、教職員主導で「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりしないように心がける。注意や指導の際に、児童の成長や改善を願っているという指導者や周囲の大人の思いを児童に伝えることが大切である。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われていたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われたり、児童同士であっても、当事者以外には分からないように行われていることを認識する。

その上で、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、学級担任だけでなく、複数の教職員での的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるように努める。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員がお互いに児童の情報の交換を行い、情報を共有するようにする。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 日常的な観察としては、休み時間や放課後等の児童の様子に目を配ったり、教職員と児童の間で日常に行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したりする。児童に関わる教職員の情報交換を「学年会」などで常日頃から密に行うようとする。ただし、基本的な考えにあるように、いじめは大人には気付かないようにしていることが多いことから、観察などだけに頼るのには限界がある。そこで、実態把握の方法として、定期的なアンケートは、「社会性測定用尺度アンケート(4, 5, 6年)」「北松尾アンケート(1, 2, 3年)」「いじめアンケート(全学年)」等の質問紙による調査方法を用いる。また、これらの調査を実施した後、個別面談につなげていく。

(2) 保護者と連携して児童を見守るため、個人懇談会や家庭訪問の機会を活用し、日ごろから保護者と情報交換をする。

(3) 児童及びその保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、担任以外の窓口である元気アップ教室や保健室等を中心に相談体制を整備する。教職員に関しては児童支援委員会などを通じて、対応を相談できるようにする。

(4) 学校だよりや生活だよりなどの配布物、ホームページ等により、相談窓口としての元気アップ教室や保健室の利用、外部の電話相談窓口について広く周知していく。

また、これらが適切に機能しているかどうか、「児童支援委員会・いじめ対策会議」により、定期的に体制を点検するようにする。

(5) 教育相談等で得た個人情報を関係機関(和泉警察署、和泉市役所子ども未来室、岸和田子ども家庭センター、堺少年サポートセンター、医療機関、法務局、スクールロイヤー等)に提供する判断については、和泉市教育委員会に報告した上で、校長が決定する。校長は、個人情報の範囲と提供先について、速やかに「児童支援委員会・いじめ対策会議」に報告する。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みます、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を複数教職員で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し、対応に当たる。

(早期発見・事案対処のマニュアル沿って対応する)

2 いじめ発見・通報を受けた時の対応

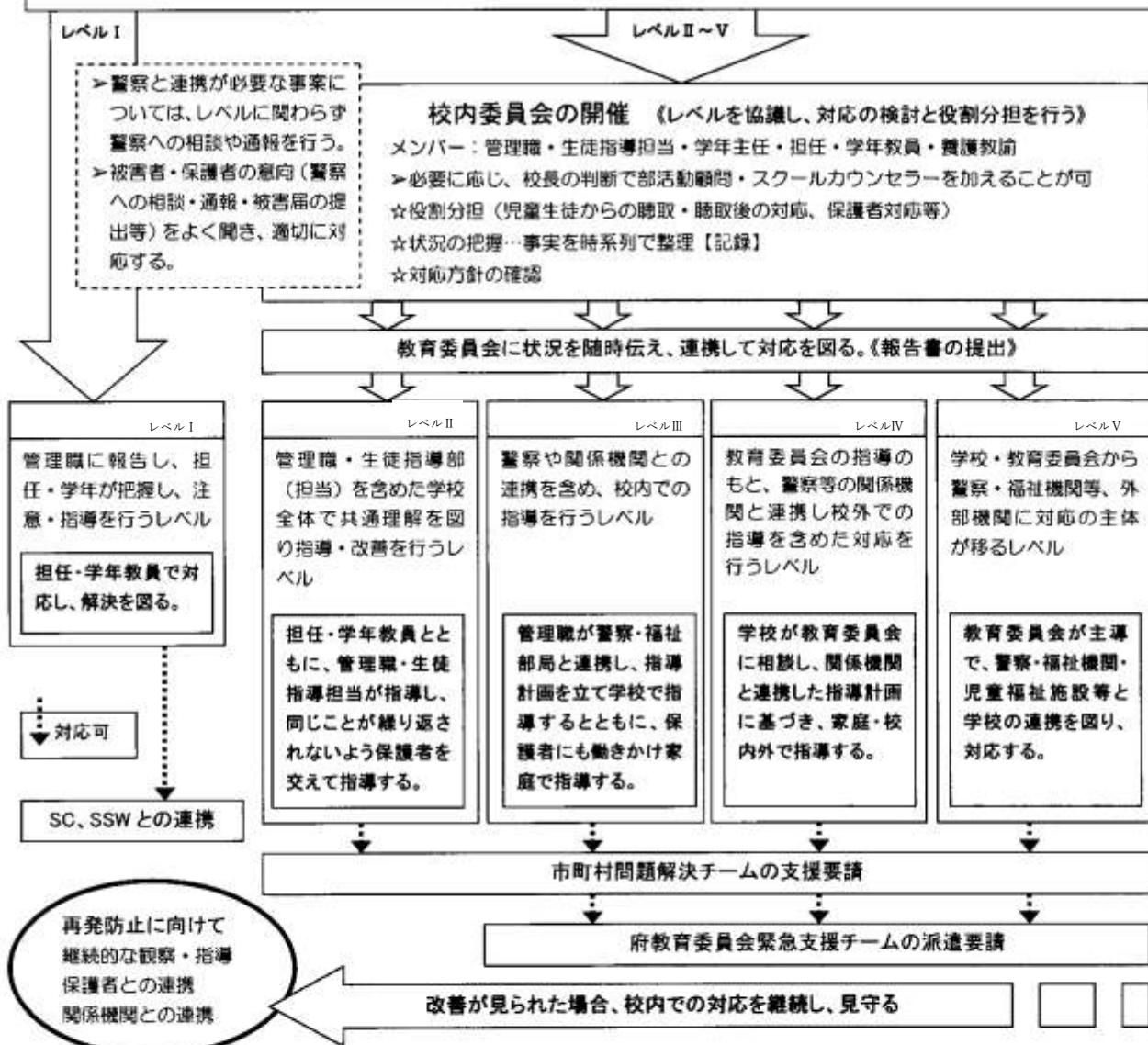
問題行動を以下のように5つのレベルに分け、状況や基本的対応について、全教職員の共通理解を図る。また、あらかじめ児童や保護者に知らせ、理解や協力を得る。この5つのレベルに応じて、図2の流れに基づいて、いじめ問題をはじめとする問題行動に対応していく。

レベル I	言葉によるからかい、無視、攻撃的な言動（荒っぽい言葉遣い、乱暴な振る舞い等）、無断欠席・遅刻、反抗的な言動、服装・頭髪違反、授業をさぼる、学校施設の無許可使用 等 ※同様の行為を2回繰り返す場合、レベルIIの対応を行うこととする。
レベル II	仲間はずれ、悪口・陰口、軽度の暴言、攻撃的な言動、軽微な賭け事、軽微な授業妨害、軽微な器物損壊（落書きを含む）、授業をさぼって校内でたむろ ※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する。 ※その他、教育的見地からレベルIIとして指導するのが適切と判断される場合 ※同様の行為を2回繰り返す場合、レベルIIIの対応を行うこととする。
レベル III	暴言・誹謗中傷行為（「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等態様が悪質で被害が大きいもの）、脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルIVに至らないもの）、暴力（蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルIVの暴力に当たらないもの）、喫煙、軽微な窃盗行為、悪質な賭け事、著しい授業妨害や器物損壊、バイクの無免許運転等 ※その他、教育的見地からレベルIIIとして指導するのが適切と判断される場合 ※同様の行為を繰り返す場合、レベルIVの対応を行うこととする。
レベル IV	重い暴力、傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルVに至らないもの）、危険物の所持、違法薬物の所持・販売行為、窃盗行為、痴漢行為 等 ※その他、教育的見地からレベルIVとして指導するのが適切と判断される場合 ※同様の行為を繰り返す場合、レベルVの対応を行うこととする。
レベル V	極めて重い暴力。傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為(態様・被害の程度・背景事情を考慮する)、凶器・火器の所持、放火・強制わいせつ・強盗（未遂を含む） 等 ※その他、教育的見地から、レベルVとして対処するのが適切と判断される場合

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ね ら い

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Vの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談など訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まずに、「児童支援委員会・いじめ対策会議」に直ちに情報を共有する。その後は「児童支援委員会・いじめ対策会議」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡し、校長は和泉市教育委員会に報告する。

当校や和泉市教育委員会が、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は、被害児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく和泉警察署と相談して対処する。被害の児童や保護者が被害届を出した際には、当校は、全教職員による見守り体制を整え、被害児童の心身の安心と安全を確保する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに和泉警察署、適切に援助を求める。

3 被害児童又はその保護者への支援

被害児童から、事実関係の聴取を行う。その際、被害児童にも責任があるといった考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

家庭訪問等により、その日の内に迅速に保護者に事実関係を伝える。被害児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の下、当該児童の見守りを行うなど、被害児童の安全を確保する。

あわせて、被害児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、被害児童に寄り添い支える体制を作る。被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導することなど、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官関係者などの外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な支援を行っていくことが大切である。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に利用する。

4 加害児童への指導又はその保護者への助言

加害者とされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、当校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、当校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、

当該児童が安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、毅然とした対応をする。教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。(懲戒とは、学校教育施行規則に定める訓告のほか、児童に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内判断される行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある)

ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、加害児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

5 性暴力被害への対応

性暴力とは、望まない性的な行為であり、性に対する人権侵害である。

「性暴力は人間として絶対に許されない」と教職員の強い共通認識のもと、早期発見・早期対応に努める。日常的な観察はもちろん、日記等を活用して悩みを把握する。また、いじめアンケートを活用した実態把握も行い、定期的な児童との相談や保護者との懇談会等につなげていくことで、教員と児童、教員と保護者との情報交換を行う。

性暴力被害防止のために校内研修や取組みを行うように努める。教職員の資質能力向上を図るため、校内研修や性教育の教育計画をたて、指導の向上を図る。

性暴力に向かわない態度・能力の育成のため、学校の教育活動全体を通じ、性教育、道徳教育、人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

また、互いを認め合いながら、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。学年・学級において、一人ひとりが活躍し、児童が自分自身を認められ満たされるという思いを抱くことができるような集団づくりを進めることで、自己肯定感や自己有用感が高められるよう努める。なお、これらは、発達段階に応じて身についていくものであることを踏まえ、小中一貫教育の推進に努め、長い見通しの中で、児童生徒が自己の成長発達を感じ取り、自らを高めていけるようにする。

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童の保護者に「大阪 SACHICO」等外部相談機関を紹介するなど、被害者側のケアに十分配慮する。また、加害児童については、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

(外部相談機関)

- ・大阪府子ども家庭センター 子どもの悩み相談 家族や友だち・学校の悩み 0120-728-525(24時間)
- ・性暴力救援センター・大阪SACHICO 性暴力等 072-330-0799(24時間)
- ・よりそいホットライン 性別違和感等 0120-279-338(24時間)
- ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー ・和泉市子育て支援室 ・和泉警察署

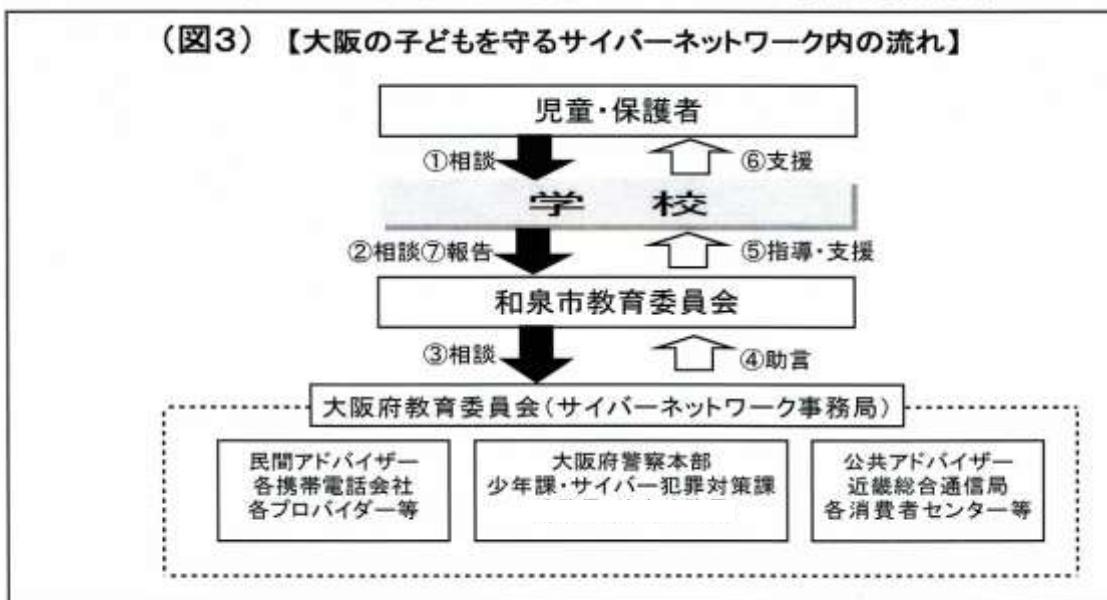
6 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせられる。たとえ、いじめを止めることはできなくとも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようとする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わらせるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

7 ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめ等については、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」(図3)を活用する。



このネットワークは、有害サイトへのアクセスによる被害等の未然防止や早期解決のために、大阪府教育委員会・市町村教育委員会・大阪府警察本部等が連携し対応するネットワークである。

活用にあたって、当校は、和泉市教育委員会に相談し、相談を受けた和泉市教育委員会は大阪府教育委員会と連携し、事案の内容に応じて、大阪府警察本部サイバー犯罪対策課等に連絡し、学校につなぐ。

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発進停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっている(プロバイダ責任制限法に基づく)ので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに和泉警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、和泉市教育委員会と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、LINE、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとと

もに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

保護者、善意の第三者による情報提供に対して常に注意をはらう。

第5章 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、和泉市教育委員会に速やかに報告する。
- ②和泉市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○「相当の期間」

- ・年間30日を目安とする

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し入れがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

第6章 その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「児童支援委員会・人権侵害対策会議」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導については、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

2 校内研修の充実

全教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわぬためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

3 地域や家庭との連携について

当基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働できるような体制を構築できるよう努める。

【改正】

この方針は、いじめ対策会議において、話し合いにより改正する。改正した内容については以下に記す。

令和2年2月13日 改正年月日について記載すること。

第1章3(2)(4)図1 構成委員の変更

令和3年4月9日 第4章 5 性暴力被害への対応 追加 以降順番変更

